國朝舊章録

ワ3
遜
698
3

ワ3
698
3

國朝寳貨源巻

金銀創造之事　新井筑後守源君美編輯

天武白鳳十二年用銅銭廢銀銭見えり
先の代々まては物と交易する事ハ稲穀絹
布用ひ白鳳二年鋳出の銀出しより
銀銭と用ひらるゝと見えしかとも其拾
二年に至りて銅銭と用ひて銀銭と止
らる此後鋳させられし銅銭も私鋳なり来
是より専らなるへし道抹するに新銅ゆるく

門 7邊3
號 698
巻 3

銅銭と宝貨とせし始なり
元明天皇和銅元年始て行る銀銭銅銭世
よりなる和同銭なり此時より鋳出しても
銅にて銭と鋳出し諸と用ひられし
孝謙天平宝字四年　鋳新銭
出たるは銅銭と改鋳らる（萬年通宝）又鋳と鋳
らる（太平元宝）銀銭つゝとなし銅銭十ニ当る
金銭と新に造る（開基勝宝）金銭一つと銀く
諸銭十ニ当つ護持するニ於て黄金と
以て宝貨とまて通用することの始ハ

一 称徳（孝謙天皇重祚）天平神護元年更鋳銭
一 桓武延暦十五年鋳銭（隆平永宝）
一 仁明承和二年鋳銭（承和昌宝）
一 嘉祥元年鋳銭（長年大宝）
一 清和貞観元年更鋳銭（饒益神宝）
一 貞観十二年更鋳銭（貞観永宝）
一 宇多寛平二年更鋳銭（寛平大宝）
一 延喜硯朝七年鋳銭（延喜通宝）
一 村上天徳二年鋳銭（乾元大宝）
此後升平朝にて銭と鋳られし事いまた

私考るに異朝唐代より銭を用ひしと見へ
又其後大明永楽の天子の宗新
代におゐて鹿苑院公方義満彼国へ
封爵を受し是より異朝にて永楽志
ん通銭と世に通しハ銭文に永楽と鋳入てあり
是ハ永楽銭ハ専ら用来り

其後東山殿公方義政の世に大に是を好んで
専用ゆ 従て是より寛正五年文明七年
同十二年三度迄天明の天子に浪と號る
へきよう元年の中ほと文明十五年

には拾万貫と號したる銭出れ用ひられし
となりけるにやされとも其後にハかの通宝迄より
銭出の儀用られしかりし
延徳よりて一説に永禄天文の頃か銭出
まて永楽銭と通用せしといふる有是ハ
永楽を貴く文といふ古銭ハ貴く文に当る同永
へ古銭の流くし古銭とも用かしと云事有
天正十六年迄黄金大判小判
織田殿ハ銭を生する法を定めおほせしハ小判
ありて又秀吉公おほし迄ハ正写なり

天下とらせ給ひしより天下の銭と悉く一所へ
て御用と定しき天正十六年に大判小判
を御造り遊ハされ世に天正十六年判と云也
是迄は足利二三年第天正十三年の秋に
金銀として大名小名に金銀と賜ひしより
わり（金は大判枚 銀は丁銀貫）通ハ二十ある迄に大判丁銀ホ八
わりしや是ハいかにしたり有しと也と
十六年の割として国の慶長に年始て
造一ヶ判此年は秀吉薨し給ひし明
年ゟて関ヶ原の第九年なりおよそ

秀吉の末年に此事をたくみ出されて
かられまひし後に功徳ありて世に行ハ
れしなるへし
権現様以上ふるく　御当家の御代の事
ことなり慶長六年の後に大小判を歩
判丁銀豆板ホの割改め江戸判
なとと云造り直し出しと以て称す此
外甲州判と云わり是より後元禄八年
迄年々に造り出しあるハ金銀ホ枚
まで七千万両銀は八拾万貫目余の

用ひりし中に慶長十二年十二月止永楽
銭并鐚銭石鐚銭と云ふを通用候て九
古銭の事に見えたり永楽銭の法と価止ス
寛永十三年六月新銭を鋳る 寛永通宝
江戸と江州坂本にて鋳るに見より
して本朝の銅銭是により始まり
猷廟の御恩沢も又鄰国迄に見より
後寛文年中又新銭を鋳る裏に文の
字を記しゝより文銭と号ス造りし後文
銭を毎度改之造りし事大躰と鋳

らるゝ事古人ゝ志るし有る所ハ志るす
よつてこゝに漢朝以上の事とを以て先
志るし候本朝以て古之銀雑なる
ことにて今の銀高しとことなり

一 銀金銀外国へ入し其数之事

慶長六年より前方古へより九事ハ皆く
論せす室町殿の代より伝長崎君之代
よき所まて西土中国へ此より外国へ入
しれぬ銀の数いかほどといふことをしるべか

ら寺見一

慶長六年の夏交趾の船来りしに船に
乗し者五百人なりしを渡海南郡に及て
商船の来る初なりしより正保四年迄
四十六年の間我出の金銀外国へ入しる
いかほどといふ事ハ知らず見二
慶長六年外国出の船我出へ来り始て
寛永元年迄二十四年の間を九州の内
いづれの浦々ともなく所々に船と並て商
売しけり本出へ来と船着て商売せし迄を首

慶長六年より上総七浦より唐船着て首
長崎より外国までの商売と相定せしめ迄し
来年八寛永二年より始まりしハ二十四年
のわかち諸出浦々にて外国船商せし所
又河口なる浪花へハ在らず見之
慶長六年より寛永十一年迄二十三年
の間　御朱印船にて出る商人も
かしの異国方の先祖又ハ商家商人も
ゆるされて渡しと
遥なる港のセスいん還遅御南呂宋等へ

也ゝに年毎に渡て商賣し此外にも紅
によりて商ふる事年ゝに絶へす其上に江
独り阿蘭陀と称し来事を救と
いふ事なりとてしす是に
寛永の初へ来り住る者ゝの外に交趾
江城安南呂宋のヒスンイキレスアレラメ
イタリヤ西洋抔いふ者ゝ多年ゝに来
て商ひせしより天後耶蘇の法といふ多く
接ありせしより是等の者ゝ来りしを
ゆるされす是より者ゝへ移りしか阿蘭陀

の教とさつけしす是より
寛永比耶蘇の法いましく禁せられ
たより前方之甲年の前錦せりまて法と
法文せし首尾年ゝに甚たし此師の訳
へ悟をせし礼阿蘭陀（彼商賣の事なり）いふ事よ
来ことてしす是六
と年に至りて長崎にて商賣の外私の商
賣によりて（抜荷とも）外国へ入し阿蘭陀の教ありて紛是也
其長の初より阿蘭年にいふてて其分
船郡へ入し阿蘭陀の教いふしと云事と詳

よまゐらすべし是ハ

古より今に至るまで薩摩国より琉球へ入し
金銀の数いくらといふ事を詳にすべから
ず是也

右九ケ条ハ東洩いつもと詳にすべからず

是ハ八十年の見なされ有し事之二外よと多くなるし 此九ケ条の外に長崎
を訓より外国へ入し金銀銅大数知べし
高左のごとし

一金弐百三十九万七千六百両余
正保五年より宝永五年迄凡六十壱年
の間外国へ入し大数也

一銀三拾万四千四百九拾貫目
正保五年より宝永五年迄六十一年の間
外国へ入し大数也

一銅弐億弐千四百四拾九万八千七百斤余
寛文二年より宝永五年迄凡四十六年
の間外国へ入し高之 但銅ハ慶長六年
より寛文二年まで六十壱年の間此る分
不明なりしとぞ

薩摩長崎一州より外国へ入し高六十壱

年の間にて大数に成へしと崎陽前に記
せし事の如く愚案へ入るとも九ケ年の大数
見え来るべし且皆く法と定し長崎一
所にて六十三年の間外国へ入りし大数を
以て彼れにありとも知れぬ九ケ年の大数
と推し量る数よ
一金六百十九万弐千八百両余
慶長六年より正保四年迄四十七年
の間外国へ入りし大積り并正保五年より
以来無数之

一銀百十二万弐千六百八十七貫目余
慶長六年より正保四年迄四十七年の間
外国へ入りし大積り并正保五年より以来無数之
右金銀の事は正保五年より宝永五年迄
長崎一所にて外国へ入りし大数と二倍にて
有之此数合せし積りなり
一銅二億二万二千八百八十九万七千五百斤
慶長六年より宝永五年迄大積り并寛
永二年より以来無数積りなり寛永二年
より以来数と二倍せし積り之

右ハ慶長六年より宝永五年迄百七年
の間我国の金銀銅外国へ入し所凡其数
之はかり大数を以て推し測るハ外国へ入し金ハ
只今我国にある所凡金其数三分か一に当れ
我国只今の新金ハ古金三千五万両余を以て
造り出せし所也と云六百十九万両余合
されハ大数二千万両余に近し
銀ハ只今我国にある所の数よりハ二倍程
より多く外国へ入しとなり我国の中にて
銀ハ其数凡千万貫余なりしと云説に

外国へ入し数百弐拾万貫目ちかくなれハ
我国の銀ハ其外国にて減せし也此
大数ハ宝永年中に入るを除きて外国
に入所ハ金銀銅の其数是よりハ多かるへし
如此なりし事也
異朝の宝貨古今の事を按するに漢
の代より銭貨多くありし代ハわつかにして中頃
よりこそ後代々を経て次第に金銀すくな
くなりしかとも宋の代の中ころより更
銭も亦金銀の紙と銭のことく成也と

用ひて其用を用するものになつて元朝に
なつては其まゝ吐定浄を逆し用ひて此胴に
およんで胴浄を以て定浄に離く用ひらく
ありふに来りなき茫漠の代なり後には今
浪洞となる世に生る事多かりしなり
されは皮其の代ゆへの人の論せし事は
元なる浪の天地の間に生するなる茫漠
人になるものは皆ゆへに二十八宿の窟穴
は皆く血肉皮毛のことく血肉皮毛に
まるいとまとて有るとみらし生する物なり

草穀禾帛と婚諸の諸物ホ皆然なり
皆其元は二度折換して如草出逝ば二
度生するにあらす事なし大なる浪の天地皆
人河の内木火土水は血肉皮毛なり
なるは皆なり
足と体するは始の世森度生まれ返りなし
夜をもつて上古なり漠の世に至る迄ある
なし後中其の大なる浪二度生する理なしと
いふのまゝ漠の代さなりあり多かりしなる浪の
始の世におよひて世界の事は大朝の代

達磨こえの後く九般よ夷狄の地よ渡り
まゝ海邦済世乃高賢此さまた多あり
我國の昔より宮之水の恩まて六十六州
の中ゆゑく用ひし潤浄を皆く異朝
の藩之日本十一州よ最弥しきとおもきる
しのるかりたまてや万石よ最弥しきを
おしろかなるへし
然よ八佛事ならよまゝ近ゆもせしひ
是と異也ゆてゝ尊者の大浪説なと
多く用る事となく又變宮もととつ

とても大浪とちりまじるハ稀なり
縁と称り佛氏ハ問と称るの類なり
大浪貴へとせしなり
是為の海よ浪て我也乃事と考ふるよ
此也始め寓しより後十四年乃間に大浪
出るゆゑとなく是ホ乃世よと世よ考ふ
よまりきこゑ後是ホ虎の資貨我也よ出し
かとこゑ経洋よおゆゑりきるの又千年よ及
より我　神祖の紀のとまふてより天地
とその物とちすけさせさゑ命ふと思へしと

釈迦ハ大涅槃の出し来釈迦の来りし
世に出ぬ弟子のうちよりかゝる例をあらはす故に
つまりハことに釈迦の昔一度出ぬまで終
二度生ずべからずの理なりさ程の万年
を経るとも　神祖の治世の出る迄は
大涅槃ハ多く出るは有るべからず
漢の世より好の書を以ておしはかるべき事
文字は夷より後と百余年の間弥勒
流入して南の教説を朝に代り遂へ今日元の代
にはまた泥中出の大涅槃と夷狄の説

と云はれし教へてしかも迄は数万と多かる事也し
然て終に今は迄は来の出るまで毎年
まず四の万々と云ふめて十ケ年ならで八百
四の十万々と云ひ百年間にして八千四百
万々ときめし事なるべし
およそ世の中にて流るゝ百年に及ぬまでは覚
より後まで百年と云ふなるとも限る世
の四祖よりおよそ在るべき説ハ天子
神祖十世二十世清後の釈迦出て用
へきか大涅槃を治る千年入来年の祖

世の中ゆたかに治りしより之このかた千代ふる
御代様の御めくみにつらなり人々心を修るに
こゝろをよろこひつゝしめるより百年千々年
の後迄まても御代を人の心を治めすく
なり人には世にかゝりにまかへき事はや
まして是まての物の中萬種に人々の人令
とすゝみのへきぬ事迄は一日もなくて六叶
あらはす是より御一会の衣をへて数字
の数に加えに継出しよ繁りし時代
神祖の御代に始まり多く出来りし出
の宝と失ひし事迄すくなく悟らへき事
なり継出万代の始の代迄をえらひてしおそ
かしわすと　神祖の御心をとらえて以
とらまれは人にかくれ御におよんて多くハ
出始ておこる郡有御恩なる色しさわしくハ
おのつから　神祖の出始に天地とともに
長く久保ちおさりしめして千代々の民ゆき
かに出治りぬへきてるを挙とつゝるによりしるし
天文より寛延迄年号文字九出来ぬる

年紀考

林内記信言述

原田嵗跡者孝德天皇大化以降
式依喜瑞或凶貿依或本草命
草令之義菅江二家當其任者奉
進改元之勘文諸卿評論之後若我
大君議定其事有事有容謂田君
家當有載勘之書請見舊於是
余出元秘別録家庫閲巻見之
元正天皇養老以來雖有文紛
々難閲因畧至于後奈良院亨
祿天文以下以授容々曰書何爲始
于天文余答曰天之者我
神君降誕之年号故書之首容唯
々而遠

天文　後奈良院
尚書註孔安國曰舜察天文齊七政

弘治
北宥書祇兼寶命志弘治體

永祿
群書治要曰保世治兼永令福祿者也

元亀

毛諸曰憬我准平釆獻其元亀象歯大賂南

文選曰元亀水處潜龍蟠於沮澤應鳴鼓而與两

天正

文選曰高以下為基民以食為天正其末者端其本善其後者慎其先

文禄

杜子通典禄秩巻真観二年剖註曰凡京文武官々每歳給禄

慶長

後水尾

毛詩註疏曰文王德深福慶延長

元文

唐憲宗之元號

寛永

毛詩朱氏註曰寛廣永長

正保

尚書正義曰正保衡佐我烈祖格

于皇天

慶安

周易曰乃終有慶安貞之吉應地
無疆

兼應

晋書曰律暦志曰夏高兼運周氏
應期

明暦　後西院

漢書律暦志曰大法九年而五紀
明暦法續漢書黄帝造暦々與暦
同作

萬治

史記曰衆民乃定万國爲治

寛文

荀子曰節奏陵而文生民寛而安
上文下安功名之極也

延寶　靈元

隋書志曰分四席綴三元延宝渺
疆

天和

後漢書曰天人協和万國咸寧

貞享

易曰永貞吉王用享于帝。

元禄

文選曰建立元勲以應顕禄福之上也

宝永　中御門

唐書志曰寳祚惟永暉光日新

正徳

尚書大禹謨曰正徳利用厚生惟和

享保

後漢書曰享茲大命保有万國

元文

周易曰黄裳元吉在中也。

寛保

國語曰寛所以保本也註曰本位也寛則得衆

延享

唐歐陽詢藝文類聚天部晋傅玄賀老人星表景光明聖主壽延享祚元吉自天祐。

寛延

文選曰開寛禔之以延天下之英
俊也

八重浪茶數之事　太宰府主馬紀播

當代世初より・　台廟の時は天下将軍の
價まで銭しかりしと士人さかみ困窮
なす世の風俗質素ゆへ太平後なる
かく化なりの價とまで銭かりしなり
憲廟御代元禄年中にしては茶價銭し
くてありの茶價八重まで石前之斗

ありへ六斗延なり　憲廟大老鹿とよの
みまかみ世へよ面價漸〻きくあて士人困・
じまり沢士人泠ても茶價稀と絶てわた
まし大きなよ茶石なりしハおしらも良と價く
為にわとひわとりされとも上の大老後よ
困て世間よ大き浪多く動て仮初中も濡
てるかと宮りあなりしも子士人困窮よ沙
つまりおかりしも元禄十二己卯の秋
八月十八日の夜より大風なり年數不熟
なりしかは其年の冬よ今石の小價百迄

二十八石此外をあまるに定めしまた引人合一石
よハ米七斗なり之しく積かりし米相ま
甚きく成しもしに士人ハ大に利を得て悦
工商民ハ大に苦しく是を償に粥とす可中
なり詔て米價の甚高けれバ二年と歴く
りは辛巳の飢よ至く天下に飢民多く
道路に餓死する有之　　憲廟有司
命して天下有司の倉に廣く倉を開き毎日救
十石の米を粥に賣て飢民を救しむる
東西大叔田に於とう明之年は春より別て

飢民漸すくなく成りぬ是より西年を過て
年穀を熟し米價を漸く減しく有る
是より後ち又貞享六年十一月十二日北東東西大
地震にて富士山焼震動大破し屋数に田
畑之年宝永元と改元七月二日江戸東西
のりり水にて年穀實りく米價ア
東海道より宝永四年丁亥富士山ふ火出
て砂石を数十里にふらす及富士山焼出て
田地砂石に埋まれて慶分掛わ苗て耕作
べくすき又に依て米穀高くなりし己巳年

憲廟薨じさせ給ひ　文廟立せ給ふ正徳
元年辛卯の秋より米穀漸く賤くして
壬辰の春に至て大かた壱両に米九斗の石
ならざりしかば殊に元禄の元字金を廃して
乾字金と引かへらる事より又乾字金を新金と号て
一両をもつて慶長の古金に復すべきとの
上意によりて民間はきびしく乾字金を賤
視めしつると共にともかく米價の漸く
賤しく成ぬ此時節にあたりて金幣の
直りて半減せし故に因て米價又賤く
なりけれは壬辰十月　文廟薨じさせ給ふ
遺命によりて金幣を改むべき事を天下
に告しめ給ふ　章廟の世に及て乾字金を
より賤くなりぬ米價日中の米以て金壱両に
貴く賣れて正徳の末に及ても民飢饉する
なりつまりたる昔に比すれは多かりき
章廟の世と治る迄金幣いまだ復せず
かくの如くなるにおよんで果して慶長の古金
と復す享保の初年より六年辛丑より
至るまで米價次第に賤くして甚しく乙卯

年より辛巳迄二十ヶ年の間米價の高き歳
なく續りありつゝきて飢饉ともなるへき歳に米
高直にはあらすして辛巳の冬より米價又甚
高くなりて翌之年の夏に至て　大石米
百苞と云て九分を拾六匁に糶ら而則能全
一石十二匁に当る也九分を壹匁にハ米六斗
二升にあたる之元禄以來米價の高き事
是と云程も須去るに此に記すに飢饉
のなき年なりしかは何ともこ卯より以来二十
四年の間米價高き事て小民活生の所

に飢寒くる士人の年より今に至る限と生する事多
く及段之昔の米價高きとすとも今に迄
の高値に及されたる事國々には飢饉の無之有
近年の米價は至て高きに飢民の生する
となりしたるとも驚くは漸也人之心得へき事なるへき
に到るの此篤は常に一統の活計かなはさる
よりも危き難き変するもの自然の理なり
壬寅の秋より米價頓に賤くなりしが
かわりて又きかり六七年の間に諸色
賤なりて亡かりしかども此の如くの二の

價も益民間にても米をつくらさるものハ士のことく
士大夫の家にて飯粥を除て士人米を賣て
他の用を弁せんとすれハ飯米の分量さ
へ足らす他の用を足さんとて多く米を賣
れハ又食足らす士人ハ困窮も甚し
農家も士人と同しく来年に至るまての穀を
多く収まされハ足らさるを賣に及て輸出す人
ある此穀貴といへとも者稀なれハ價に家
人の口をまかなふ外に利潤を得る由
稀なれハ士人ハ貧なるも世に大に害なき故

に工商ハ穀を利潤とせされハ今ハ士ハ
おしく議して米賤ハ民にも大害なりとおもへるも
すして飢饉する者都て多し是道理を
以てしても論しかたし凡上にいふことく米
價賤きを以て豊年の象としたるに古へハ
豊年にて今の世に米價大賤けれハ民
甚く困窮する者飢饉の時に同し古へハ米
賤とおもひ今ハ大弊とおもふ者多し今の
弊を年貢にて足とするにてハ救とし
かたし漢の賈誼か曰しも皆此類なり

漢の耿壽昌か行し常平倉の法ハ
からの世まても行はれて米價の重き
に輕きにしたかひ民の利害を論するハ只一時の
事にて年々豊熟して天下に米穀多く
なるハ識にも與らぬ事にて米價の低
きを患て年穀の不熟ならん事を冀ふハ
今の世の士大夫さへ情なき事に思ふに
賤しき者の中にハ今論する所も米
價を貴くせんと思ふまてにわたくしすれは
に至て常平倉の法を行ふらん事わり

まほしく覚え一術といふハ海内の凡そ
領主方に倉を建て其所の穀をは其倉
に納置て其領へ濫に出さす其所にても糶
らすいつ迄と云へき定もなく其わくしら
其領の年々不作にて自然に價を増へく
其領かきり諸士以下とも其費へき程の米と
百姓共の飯米に備へ置て餘分をは
わ遣る事なるまじく此所の外に海
内の米穀多く他へ出すまじき事の様とて
し諸国の米多く其領へ入る故に米價

も賤しくなれは世の患となる故に米安
けれは價やすく売物の米價やすくなれは
海内の諸物やすく成是一通なり米價ハまた
高けれは民間乏しく米を稼ぐ事なり
ならす米價やすけれは人皆穀の貴を忘れ
本とする是二通之年倉を建て穀は
多くたくはふる事は万一の事あらは凶年
ありて民を救はん為也聖王の政にも
三年耕して必有一年の食九年耕して
必有三年の食以三十年の通雖有凶旱

水溢民無菜色と云又曰国無九年のたくはへを曰
不足と無六年のたくはへ曰急と無三年のたくはへを
国非其国也と云菜色とは飢饉して
野菜を食ひて顔色わるき其顔を菜色と
はまと後て人々に知らるると云儀なり然るを
其方の穀をとも売物に使はすして献く
九年十年のたくはへとしおほしの穀わ
ら八分を出して民を賑はすへき間に米價
の高き時に売れは價を賤して貯て高
価き所は売て金を納めは高くなるく

甚殊き事なり国民害とならまし見
三道之教とする所ハ倹なれは也故に濟
驕り費なし是聖道之濟となし倹を
驕るを車として倹かなより常平倉よの法の
ことく道ありておのつからなれのみに好世よと是也
行はるゝ善政なるへし義倉平倉とも
てたくハへんとなしハ霊法納ゐし其米ハ速
に虫と生し腐てあしきもさゝしくなく
るゝものは霊を好とす日本にても慶帝の
なりに常平倉と造らる事更史に見

へより凡士以上ハ田禄有也之田禄とハ君ゟ
田地を賜なり今の世に知行と云是也
知行とハ其田地を己か物となりて一生事
と知行する也へに名目なりされハ知行と
いふハ必地方之なし今の世にハ扶禄なる者は
廩米を取て地方なる知行者もわつか地方
にある者に准して是も知行と云之田禄
有て知行する者を旗人と云旗人の下に俸
き者田禄賜らすして廩米若ハ大まきん
俸を賜りて其衣食に給せるを侍とす

大夫の語に功業ありてハ是を俸に年俸
月俸の品わり又業を務ると業俸といふ
大臣と務ると大臣務るを以て田禄なくして業
俸と請る者ハ大夫世ゟ士といふ農
人の間ゟて田地を持ちる者を百姓と称し
田地を作る者と士農工人と称する者を働べきを
先生に仕支ある者ハ田禄と務るる者也
と云業俸と務るべきを商代生するに
生業する者にハ商売の数也皆業俸なり
商売ハ是非の数なり従ハ中間小人の数

数なり諸侯の国にハ業俸多く大臣俸より
して式に大臣俸なる務と云者新生中にハ大臣俸
多く業俸多く諸侯の生計し大臣俸とぞ
すハ甚だ収利なるに者子細ハ大臣小に
諸侯ハ甚生より収納ある物ハ業之まれ
業と変て大臣限とる業価をあれハ大臣
限る所ハ専すゝしく諸侯の人を損ふ所と
此の如き務人ハ少しく士農人ハ多く業
ハ田地より生ずるにて水旱の災なけれハ収
納する所増減なく毎年同所なり務人

ゝ米とれ高なれハ諸人ニ給与分米を増
減なく毎年同前之出高ヲ人ニ給する所
今之法なれハ米價のみニ依て米の出高不
増減有ニ之源以来享保ゟ六七年迄の間と
し米價も至而下賤の為ニ米を出す
事多くして上ニ利わるし元文寅ゟ以来
米價甚賤く成りてハ人ミ侍の為ニ米成
出す事常の一倍ニ及ヘし又近年米大小
の諸雑用貪ハ窮乏しく費用是ヲすぎ故ニ
諸人の禄を減しかし死亡せし閑とも補

ヲすへき罪なれハ也扶持と諸子数ひ多
し二十年前ゟ昔ニ復し迄ハ諸侯大人
とたくゟ前ゟ諸人へ以上之人ニて減し源之
減して諸人の為ニ米を出すへき事ニ及ニ
こふゝの減を源とし所ゟ自ら出せる故さ
ふうて諸侯ゟまをわるす新出の小諸侯ハ漸
らうて皆過之足ニて當用と足るへき
ニ一年くりニ国窮乏す而ハ何の少へせゆ
而給ゟ元禄以来大名諸侯の給用ニ及ひ
なうらぬ侍の高多なれ也なり諸人以上

ハ上に云ごとく禄にて減しへしにて減
すれハ云ごとくたるみ人へにてと減しか
あらし蔵米を定まれる禄にして一割之
禄ある物なれハ僅成物と減すへき様と
なく苗を大しもさるみか足る事なりし今
の世に至て今之米の害と云へきハ凡士人
と耕もして居のまゝひと清るなるゆへと
卒従奴僕の残しれ有進と米価と換
すへきゆへ只泥の如き成り工商の輩ハ豫
なれ有なるゆへハ奴僕婢とせしなるよ今之

銀と換すへき事勿論なり諸侯大夫ハ今
米を以て人々と共に事なくしさる事之
前の如く米に改めんとなしてハ三年の米価
の立最も低き者へ二十年程の間にて
其中価と取て米価の定額とすへし
云ごとく人々に悪しく米価を換まゆへと凡諸
侯の人々と共にして不多年幾許の米と用
ふかことくる定つまて増減なし其文己禄
人よわつて米穀とをしすまの収納当年
よりかき事わしハ其年に随て其年の

禄俸と蔵すること張に米俸を定ましくハ
上より出す年々に俸と蔵せしむると謂う
然んや
凡士大夫の田禄ある者より以上諸侯天子迄
土地より出る物を以て禄とす土地の出る物
米穀を主とす国士大夫以上の者の禄とする者ハ
米穀なり古へより穀禄を主とす国士大夫
以上ハ皆なり然るを士大夫以上諸侯の
ごとき万年用と米穀にて潤ふべき事勿論
なり万事に米と用ると云ハ万事の費

用と米にて定むる也是則家に云る穀と
米ハ道なりかし此世に金幣と米ハ迪に諸
侯の出ハ如くと為しる費用と金諸如く
定むるは貢献に入る銀をも出る事なく
又右此家穀器銭の入る浪をもこる事なく
厨下の給人食に入る浪とも出る事なし厨は用
金諸とも出る事なく浪文の給に金諸をこ
事なく又右此出に入る浪をも出る事なく諸
王子り出に入る浪をこる事なく親族ヘ
貢ハ宮殿成者と給ヘすに金諸無きこと

年々よりも勢のまゝ見なり云ふ由ありて人氏
をも除きて其内にみなよわしすべき物の多くなる
に費用と金銀にて定まる也世の中諸色
大なる端なり人々諸色にて定追ハ米價も次
金銀ハ米と出すれバ多くして出す方に利
有米價續き付ハ米と出すれバ多くして
出す方に不利也費用ハ定り有る事也こし
増損有る故ニ其歳に米の出る所に多少
有て定まれる事に多き歳に入る斗
となりかゝりし其家に甚不足利なるの

みなしつす近年ハ米のみ價大抵に續き
し金銀之入る限りにて定數りま米の出る
事昔に倍して費用多くす諸侯の貧
窮なる事皆此由へ之若此數の費用と米
にて積つもりて二十萬に米の多石二十萬に不足
となれハ米價の増減と續く附も米
の出る所増減なくして足と出す方に損
益なりしもの附ハ毎年の費用一定して
入る斗を出なし来しく入る斗ハ出る定なり
金銀にて定める米價甚續きて米價

よ應して甚しく減する事とぞしかれ
ハ人慎みて自己を來ふハ自己の心にて
と勝とへけれとも後宮世に甚外戚
あれ君の者ひとぢるなりてハ米價賤
きに至て甚食なる患を減せしむる道ハ必ず
不仁の心をおこして君を怨しみ甚役人よ
怨るなりと言ふよりて米價高く賤
しくてとかゝりの金銀ハ米價殊に減
じ多き事となれどゆゑなき人ゝ
慎たりまそれをかやしき事とは皆米よ

てさかの金へさしすり其後有余し米なれハ
是を賣て金銀を取て其用を弁ずるよ
米價高けれバ金銀を多く取て其事よ
往ひ米價賤きは金銀の價よ應じ
て事を省き用度を減して倹約ならば
のこなり米價の高低總而士大夫の上
よ一同の損益なれバ誰とうしむ益に
損となりし也米價の貴賤よよりと動かさ
す人を斗る納矣なし我用を通過せ
さるやうよ心得すべし是無斗ありる

努力世要事とは諸侯以上の要用なるを
勤べくなり